

新型コロナワクチン接種について

■初回接種(1・2回目)及び追加接種(3回目)について

1・2回目接種及び3回目接種がまだお済みでない方へ、以下のとおりお知らせします。

接種回数	接種可能期間	対象者	使用ワクチン
初回接種 (1・2回目)	9月末まで (予定)	12 歳以上	ファイザー、 <u>ノババックス</u> ^{※ 2}
		18 歳以上	ファイザー、モデルナ、 <u>ノババックス^{※2}</u>
追加接種(3回目)		12 歳~17 歳の方で、初回接種完了後 <u>一定期間^{※1} が経過した方</u>	ファイザー
		18 歳以上の方で、初回接種完了後 <u>一定</u> <u>期間</u> ^{※1} が経過した方	ファイザー、モデルナ、 <u>ノババックス^{※ 2}</u>

^{**1} 一定期間: ワクチンの種類で異なりますが、5か月経過(ファイザー・モデルナ)又は6か月経過(ノババックス)となります。
**2 ノババックスワクチン接種は佐賀県により実施されています。詳しくは「佐賀県 ノババックス」で検索ください。

◆特に接種をお勧めする方

- ・高齢者、基礎疾患を有する方などの「重症化リスクが高い方」
- ・重症化リスクが高い方の関係者など「重症化リスクが高い方との接触が多い方」
- ・医療従事者など「職業上の理由などにより感染リスクが高い方」



◆予約方法 ※4回目接種の予約がありますので、WEB や LINE での予約はできません。

①役場(電話又は来庁)	② FAX やメール等	
☎0942-85-7056 (プラチナ社会政策室)	F0942-92-7184	☑ fukushi@town.kiyama.lg.jp

新型コロナワクチンは接種することにより、感染予防、発症予防、及び重症化予防の効果があるといわれています。 「自分のため」、「家族のため」、「周りの人のため」にも接種をご検討ください。

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、厚生労働省ホームページの「新型コロナワクチンについて」をご覧ください。



■新型コロナワクチン接種証明書は専用アプリをご利用ください

予防接種法に基づく新型コロナワクチンを接種済みの方が、渡航先への入国時や、日本への入国後・帰国後に待機期間の緩和措置を受ける場合や、日本国内において行動制限の緩和等の措置を受ける場合など、様々なシーンで活用できるよう、新型コロナワクチン接種の事実を公的に証明する接種証明書を交付しております。

証明書につきましては、「書面」または「電子版」の2種類があり、「電子版」の証明書は、専用アプリをインストールすることで入手が可能となります。

「電子版」の証明書は「書面」と異なり、役場が開庁していない土・日曜や、年末年始・大型連休を含む祝日も取得が可能です。また、「電子版」証明書の取得には、マイナンバーカードが必要となります。マイナンバーカードは申請から取得まで約1か月程度必要ですので、早めの申請をお願いします。

証明書専用アプリで用意するもの

- ①スマートフォン
- ②マイナンバーカード(4桁の暗証番号が必要です)
- ③パスポート ※海外用証明書が必要な場合のみ

申請方法

- ①アプリをインストール
- ②アプリ上でマイナンバーカードを読み取る
- ③アプリ上でパスポート情報を読み取る ※海外用証明書が必要な場合のみ

◆ワクチン接種に関する最新情報は、基山町ホームページや LINE、KBC テレビdボタン等でご確認ください。

新型コロナワクチン 接種証明書(イメージ)



新型コロナワクチン接種 証明書アプリ(デジタル庁)



◯ 町からのお知らせ



運転免許証自主返納について

間 住民課 くらしの安心・安全係 ☎85-8171

■ 役場で手続きができます!

運転免許証自主返納手続きのご案内



町では、65歳以上の方の運転免許証の自主返納の受付をしています。これは、基山町職員が代理人として、 鳥栖警察署に運転免許取消申請の手続きを行うものです。

- ▽**自主返納するためには** ※本人が申請できない場合は、お問い合わせください。
 - ①原則として、運転免許証が有効であること。
 - ②本人(65歳以上の方)が申請を行うこと。
 - ③運転可能な免許種類全ての返納であること。

持参するもの	申請者本人の運転免許証 【運転経歴証明書の交付を希望する場合】発行手数料 1,100 円 ※運転経歴証明書に掲載する顔写真を役場で撮影させていただきます。
受付場所	基山町役場1階 住民課 くらしの安心・安全係
受付日時	<u>水曜日を除く</u> 平日 午前 8 時 30 分~ 12 時

安全で安心して暮らすために!

運転免許証自主返納支援事業のご案内

問①②③:住民課 くらしの安心・安全係 ☎85-8171

④:定住促進課 地域公共交通係 ☎92-7920

町では、運転免許証を自主返納された方が、生活の移動手段であった自動車やバイクを使用できなくなることで、買い物に行くことや通院が負担となり外出をされなくなることを防ぎ、今後も安全で安心して暮らしていただけるよう、いくつかの支援を行っています。

▽支援内容 ※①~③の補助対象者は、65歳以上の方です。

①運転経歴証明書の交付手数料の補助

運転経歴証明書の交付を受けて1年以内の方に、交付手数料1,100円

を補助します。



②タクシー助成券の交付

年度につき、タクシー助成券を 1人最大6千円分(500円券を 12枚)、最初の交付申請年度か ら5年間交付します。



③電動カート購入費の補助

免許返納から5年以内に購入された電動 カート購入費の3分の1(上限5万円)の 額を補助します。

4)きやまコミュニティバスの運賃無料

コミュニティバスを無料で利用できます。バス降車時に「運転経歴証明書」又は「申請による運転

免許の取消通知書」を 提示してください。

